平成 25 年８月 30 日

各　　位

会 社 名　株式会社デジタルガレージ
代表者名　代表取締役グループCEO　林　郁
（ＪＡＳＤＡＱ・コード４８１９）
（ＵＲＬ　ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｇａｒａｇｅ．ｃｏ．ｊｐ／）
問い合せ先　取締役 コーポレートストラテジー本部 管掌
曽田　誠
ＴＥＬ　０３－６３６７－１１１１

株式分割等に伴う役員報酬制度における株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の額及び内容改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式分割等に伴う役員報酬制度における株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の額及び内容改定の件」を平成25年９月26日開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

１．株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の額及び内容改定の理由

当社取締役の報酬等の額については、平成21年９月29日開催の当社第14回定時株主総会において、年額５億円以内（うち社外取締役５千万円以内）としてご承認をいただきました。その後、当社は、より中長期的な視点で業績の向上と企業価値の向上を図っていく観点から、取締役の報酬体系の見直しを行い、平成23年９月27日開催の第16回定時株主総会において、中長期インセンティブ報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度を導入することをご提案し、報酬等の額について、株式報酬型ストックオプションとして取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を含めて年額５億円以内（うち社外取締役５千万円以内）とすることにつき、株主の皆様からご承認をいただきました。

今般、当社が、本日開催の取締役会における決議に基づいて、平成25年10月１日をもって、当社普通株式を１株につき200株の割合をもって分割し、単元株式数を100株とする単元株制度を導入すること及び取締役の若年化傾向等に伴い、年額２億円を上限とする範囲内で取締役（社外取締役を除く。）に対して報酬等として割り当てる新株予約権の内容について、以下のとおり、新株予約権の行使期間等、その内容を一部変更するものであります。

また、取締役（社外取締役を除く。）の報酬等と当社株価との連動性を更に高めつつ、取締役の報酬体系をより明確化する観点から、報酬等の額について年額５億円以内（うち社外取締役５千万円以内）のうち、中長期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストックオプションとして取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額について、年額２億円を上限とするものであります。

２．株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の改定内容

年額２億円を上限とする範囲内で取締役（社外取締役を除く。）に対して報酬等として割り当てる新株予約権の内容は次のとおりとなります。

a．新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の総数は、年額２億円を、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された

新株予約権１個当たりの公正価格をもって除して得られた数（整数未満の端数は切捨てることとします。）を限度とします。

b．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は１株と致します。

但し、当社が、株式の分割または併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てることと致します。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数× 株式分割または併合の比率

また、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転または株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものと致します。

c．新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された公正価額を基準として、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める額を新株予約権１個当たりの払込金額と致します。なお、当社は、新株予約権の割当てを受ける取締役に対して、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給し、払込金額の払込債務と当該報酬債権を相殺するものと致します。

d．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額と致します。

e．新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から50年以内と致します。

f．新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものと致します。

g．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものと致します。

h．その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものと致します。

以上